

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五條）
- 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
- 第三節 積付け（第十八条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条～第二十九条）
- 第六節 事故（第三十条～第三十一条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十二条～第三十八条）
- 第八節 責任（第三十九条～第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条～第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

- （受付日時）
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
二 日未滿の滞数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各日
前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（金貨等を除く。）を、申込者が貨物自動車運送事業者として平成元年法律第百八十三号の第十二条第二項に規定する真荷又は個々の事業として事業の遂行を目的とする運送契約の締結を目的とする者（以下「真荷主」という。）であるときは、運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。
- （運送の引受け）
第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとします。このときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、この限りではあるものの、
一 集貨及び配車又は発着及び到着の予定日時
二 第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
三 第六十二条第二項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
四 運送引受書の交付年月日
五 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書に必要事項を記載した運送引受書を交付したものとみなします。
- （貨物の種類及び性質の確認）
第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めるとあります。
- （危険品の取扱い）
第九条 前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、当店は、前項の規定により、その立会いの上で、これを検査することがあります。
- （当店の責任）
第十条 前項の規定により、これにより生じた損害の賠償は、当店の責任を負担するものとします。
- （天災その他やむを得ない事由があるとき）
第十一条 天災その他やむを得ない事由があるときは、

（高価品及び貴重品）

- 第十二条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 金貨、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、商品券その他の有価証券並びに石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
四 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをいいます。

（運送の扱替等不明な場合）

- 第十三条 当店は、前条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の扱替別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められることにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

- 第十四条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取替別等に応じ、運送に適するように荷造りをしてなければなりません。

（動物等）

- 第十五条 荷送人は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷主人に対して次に掲げることを請求することがあります。

（危険品）

- 第十六条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのおそれその他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第六十条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

- 第六十一条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。
- 第六十二条 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。
- 第六十三条 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を取受けます。
- 第六十四条 第一項の通知を行なかつた運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受しません。

（積付け）

- 第六十五条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

（受取及び引渡し）

- 第六十六条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配先先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- （荷理者等に対する引渡し）
第六十七条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
（留置権の行使）
第六十八条 当店は、貨物に留置権を行使するべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

（指図の催告）

- 第六十九条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

- 第七十条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十一条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十七条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十八条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第七十九条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十一条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十七条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十八条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第八十九条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十一条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十七条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十八条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第九十九条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第一百条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五パーセント以内

（責任の時期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任の証明）

- 第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- 一 荷送人が貨物を詰めたものであること
二 コンテナの封印に異常がない状態であること
三 コンテナ貨物の責任
第四十一条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積付けの方法等が次に掲げる場合に該当するときは、その滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

- 第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合は、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（運送申込書の記載の不完全等の責任）

- 第四十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

（免責）

- 第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同僚企業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 同僚企業、同僚企業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
二十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
三十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
四十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
五十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
六十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
七十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十一 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十二 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十三 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十四 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十五 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十六 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
九十九 荷送人又は荷受人の故意又は過失
一百 荷送人又は荷受人の故意又は過失

（責任の原則）

- 第五十条 当店は、運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着については、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
- （運送約款等の適用）
第五十一条 運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（引渡期間）

- 第五十二条 運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十三条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十四条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十五条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十六条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十七条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十八条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第五十九条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十一条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十二条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十三条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十四条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十五条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十六条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十七条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十八条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第六十九条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第七十条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第七十一条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。

（損害賠償事務の処理）

- 第七十二条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は